

総基重第45号  
平成24年5月17日

中央非常通信協議会構成員 殿

中央非常通信協議会会長  
(総務省総合通信基盤局長)

### 集中豪雨等の災害時における通信の円滑な実施体制の確保について

非常通信協議会の活動に対しては、日頃より、格別のご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

当協議会では、災害発生時など非常の場合に必要な通信の円滑な確保が図られるよう、平時から構成員各位のご協力を得つつ、各種取組を推進しているところですが、今般、中央防災会議（会長：内閣総理大臣）から関係機関に対して、別添のとおり、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化に係る要請がなされました。

つきましては、当該要請の趣旨に鑑み、これからの梅雨期や台風期に想定される災害に備えて、あらかじめ円滑な通信体制の確保に向けた対策を講じていただきますようお願いいたします。また、東日本大震災の被災地など、これまでの災害の影響が現在でも残っている地域においては、思いもよらぬ二次的な被害等の生じることも懸念されますので、必要に応じて通信設備の点検等に万全を尽くされますようお願いいたします。

なお、当該対策に当たっては、下記の例を参考に、貴組織の出先機関及び他の防災関係機関等との連携を図りつつ適宜実施下さいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 管理・運用体制の確認

次の項目について取り組み、災害時において適切な対応が取れるよう通信の管理・運用体制の整備促進に努めること。

- (1) 夜間・休日等における災害の発生を想定した連絡体制・非常参集体制の確認
- (2) 無線通信網の運用を確保するために必要な無線設備系統図等の整理状況の確認  
や周辺環境の整備
- (3) 移動系無線機（携帯無線機）の適切な配置の確認及びバッテリー等の整備・点検

- (4) 非常用電源装置及び非常通信ルート（通常利用している通信網が利用できない場合の通信ルート）を使用した通信訓練の実施

## 2 情報通信施設の停電・浸水対策

情報通信施設については、次のとおり非常用電源装置の整備・点検等に取り組むこと。

- (1) 自家発電装置等の非常用電源装置の設置
- (2) 非常用電源装置の実負荷運転や電源系統図の確認等、災害時を想定した整備・点検の実施
- (3) 非常用電源装置の燃料の保存状態及び保存量の確認
- (4) 非常用電源装置の起動を迅速かつ適切に行うための操作マニュアルの作成と適切な配置の確認
- (5) 浸水被害を防止するための無線設備及び非常用電源装置の適切な場所への設置の確認

なお、情報通信施設の停電対策に関しては、非常通信協議会から構成員等に配布している「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」の「無線設備の停電・耐震対策のための指針」を参考にしてください。（「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」は、非常通信協議会ホームページ（URL：<http://www.tele.soumu.go.jp/j/hijyo/manual.htm>）からダウンロードすることも可能です。

## 3 非常通信計画の確認

非常通信訓練を通じて、災害時における出先機関及び他の防災関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

連絡先：中央非常通信協議会事務局 （総務省 総合通信基盤局 電波部 重要無線室内）
担当：三浦・鶴田・鹿嶋
電話：03-5253-5888
FAX：03-5253-5889
E-mail： <a href="mailto:bousai@soumu.go.jp">bousai@soumu.go.jp</a>